

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期） 骨子案

第1章 東京のひとり親家庭をめぐる状況

1 はじめに

<計画策定の趣旨>

- ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、負担が大きく、また経済的に困窮している家庭が多いことなどから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要
- ひとり親が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示すことを目的に策定

<計画の位置付け>

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「自立促進計画」であり、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき策定
- 「『未来の東京』戦略」の趣旨を踏まえるとともに、「東京都子供・子育て支援総合計画」や「東京都社会的養育推進計画」など、関連する計画との整合を図る
- 子供の貧困への対策として、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」に基づく取組とも連携

<計画期間>

令和7年度から令和11年度までの5年間

2 東京のひとり親家庭の状況

- ・ 離婚件数の推移
- ・ ひとり親家庭の数
- ・ 東京都福祉保健基礎調査にみるひとり親世帯の状況
- ・ ひとり親家庭の周囲とのつながり
- ・ 生活保護受給世帯の状況
- ・ DVと母子
- ・ 子供の貧困

3 ひとり親家庭を対象とした支援機関の状況

- ・ 国・都の支援機関
- ・ 地域におけるひとり親家庭の支援従事者
- ・ 民間の支援機関

第2章 第5期計画策定に当たっての視点

- 1 支援が必要なひとり親家庭とつながり、地域全体で切れ目なく支援
- 2 各家庭の特性・状況に応じた自立に向けての支援
- 3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援
- 4 子供の貧困の解消に向けた施策の推進
- 5 母子生活支援施設の活用促進

第3章 ひとり親家庭支援施策の具体的な展開

1 相談体制の整備

1-1 広報・普及啓発と相談窓口

<現状と課題>

- ひとり親家庭のための支援策はあるが、十分には活用されていない状況
- 支援が必要な人が必ずしも相談窓口につながっていない可能性があるため、関係機関が連携し支援が必要な家庭を把握することが必要
- 就労状況や子供の年齢等により、ひとり親が相談しやすい時間帯や相談方法は異なる

<取組の方向性>

- ポータルサイトを活用し、区市町村をはじめとした様々な支援機関が実施する支援施策を周知
- 区市町村における支援策の広報に関する取組の推進について検討
- 子供食堂や子供の学習支援などの拠点を活用し、要支援家庭の把握に取り組む区市町村を支援
- 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげるため、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援
- 予期せぬ妊娠をした女性や特定妊婦等について、妊産婦や生まれた児童の支援に関わる関係部署が連携して必要な調整等が行われるよう、区市町村における困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく支援調整会議の設置を働きかけ
- ひとり親家庭の状況に応じた、SNS等による多様な相談体制の強化

1-2 ニーズに応じた相談支援

<現状と課題>

- 民法等の一部を改正する法律が成立し、離婚後の父母の子の養育に関する責務を明確化するなど、親権・監護、養育費、親子交流等に関する規定が見直されたことを踏まえた対応が必要
- ひとり親世帯になって現在困っていることは、母子世帯と父子世帯では状況が異なり、父子世帯では「子どもの教育・進路・就職について」「家事について」の割合が高い

＜取組の方向性＞

- 養育費相談や法律相談等の専門相談や、親子交流への支援等を充実
- 民法改正後の制度に関する相談対応に向け、区市町村や母子生活支援施設等を支援
- 父子世帯が相談しやすい体制の確保や、父子世帯のニーズに応じた相談支援を検討

2 就業支援

＜現状と課題＞

- ひとり親世帯の就業率は母子世帯・父子世帯ともに9割を超えているが、母子世帯ではパート・アルバイト等非正規雇用が約4割
- 働いている母子世帯の3割超が転職を希望しており、その理由としては「収入が良くない」「将来が不安」という回答が多い
- ひとり親家庭では子育てと仕事の両立が難しいと考える人が多い
- 精神疾患や障害を抱えたひとり親に対する就業支援が課題
- ひとり親世帯の親の学歴を見ると、中学卒業程度の割合が両親世帯より多い状況

＜取組の方向性＞

- それぞれの家庭の状況や課題を踏まえ、関係機関と連携しながら、包括的・継続的な支援を実施
- メンターに相談できる機会の提供等、家庭と仕事の両立を支援
- 福祉事務所への就業支援専門員の配置や、自立支援プログラムの策定等、区市における就業支援の充実・強化の働きかけを実施
- 障害分野の就業支援と連携した取組の検討
- より良い条件での就職や転職の可能性を広げるため、高等学校卒業程度の学力獲得を支援する取組について、全区市での実施を働きかけ

3 子育て支援・生活の場の整備

3-1 子育て支援体制

＜現状と課題＞

- 地域とのつながりの希薄化などにより、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える人が増加
- 子供を預けていて不満に思うこととして、両親世帯・ひとり親世帯ともに、「子どもが病気の時に利用できない」「夜間や休日に利用できない」という回答が多く、保育ニーズに対するきめ細かな対応が必要
- 両親世帯よりひとり親世帯の方が学童クラブを利用する割合が高く、ひとり親世帯が学童クラブを利用するにあたって望むことは、「自宅から近いこと」が最も多く、他に「安全」に関すること、「長期休暇中に昼食を提供してくれること」、「学校が休みの日に利用できること」などが多い

- ひとり親家庭ホームヘルプサービスは、ひとり親家庭の生活の安定を図るために重要な役割を果たすが、支援者の育成や利用者への周知などの課題がある状況

＜取組の方向性＞

- 妊娠期から子育て期にわたって、母子保健部門と子育て支援部門等が連携し、切れ目ない支援を実施する区市町村を支援
- ひとり親家庭が必要な保育を受けられるよう、保育サービスの充実や、延長保育や夜間保育、一時預かり、病児保育など、ニーズに応じたきめ細かい保育サービスの提供に取り組む、区市町村や事業者を支援
- 区市町村による学童クラブの設置を促進するとともに、保護者のニーズに応え、多様なサービスを提供できる仕組みを目指す
- すべての地域で必要な家庭が利用できるよう、ホームヘルプサービスに取り組む区市町村を支援

3－2 子供の居場所づくりや学習支援の推進

＜現状と課題＞

- ひとり親家庭の子供に限らず、すべての子供が安全・安心に過ごせる居場所を持つことができるよう社会全体で支えていくことが必要であり、子供の視点に立ち、子供の声を聴きながら居場所づくりを進めることが重要
- 子供の学習支援などの地域の拠点で、家庭の様子が見えて、ソーシャルワークに繋がられる可能性
- ひとり親家庭の子供の高校卒業後の進学率は、全世帯の進学率と比較して低い状況

＜取組の方向性＞

- 放課後子供教室や子供食堂など、子供の居場所を確保し、地域住民との交流機会の提供や、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援
- 全ての区市町村が、ひとり親家庭の「子供の生活・学習支援事業」や生活困窮者自立支援法に基づく学習・生活支援事業を地域の実情に応じて実施できるよう引き続き支援
- 中学3年生及び高校3年生の子供のいる一定所得以下の世帯を対象に、学習塾や進学のための受験費用の貸付を無利子で実施

3－3 住居の確保

＜現状と課題＞

- ひとり親家庭は収入が低い世帯が多く、家賃等が家計に及ぼす影響が大きいため、住まいの確保にかかる支援が重要

＜取組の方向性＞

- ひとり親家庭が地域で自立して生活していくことができるよう、住宅確保に対する支援を実施

4 経済的支援

<現状と課題>

- ひとり親家庭が困っていることで最も多いのは「家計について」であり、特に母子世帯の約3割は収入が200万円未満
- 養育費を受け取っている人の割合は過去の調査と比較して増加傾向にあるものの、養育費を受け取っている割合は約3割
- 物価高騰の影響も考慮した施策が必要

<取組の方向性>

- 児童扶養手当、児童育成手当、018サポート、母子・父子福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費助成の実施
- 養育費の確保に向けた取組の推進
- 学習塾や進学のための受験費用に対する支援

第4章 母子生活支援施設の活用

1 母子生活支援施設の状況

- ・ 母子生活支援施設を取り巻く社会的状況
- ・ 入所母子の状況
- ・ 都内母子生活支援施設の運営状況

2 母子生活支援施設の具体的な展開

2-1 課題を有する母子への支援

<現状と課題>

- 入所中の母の約4割、子の約2割が何らかの障害等を有しており、割合は増加傾向
- 母子生活支援施設の職員構成は、ベテラン職員と若手職員が多く、中堅職員が少ない傾向にあり、職員の確保・育成・定着が課題
- 令和6年度当初の認可定員の合計に対する入所率は約7割であり、暫定定員を設定する施設も増加
- 広域入所の受け入れを行う施設は増加しており、未実施の施設は7施設
- 利用期間を2年以内と設定している施設（自治体）が多く、平均入所期間は1年6か月となっており、入所時の課題が未解決のまま退所する世帯が半数程度

<取組の方向性>

- 各施設において、専門性を有する職員の配置が進むよう働きかけるとともに、各職種の専門性向上やリーダー職員の問題解決等の研修や、施設の研修参加の取組への支援は、引き続き実施

- 母子生活支援施設も含めた、社会的養護関係施設の新規採用職員確保のインセンティブとなる取組や働き続けられる支援制度の検討
- 広域受け入れの働きかけを行うとともに、母子生活支援施設の概要や活用するメリットを自治体職員に周知
- 各施設において、退所前の進学・就職等の支援や退所後のアフターケアを行う自立支援担当職員の配置が進むよう働きかけ

2-2 地域の子育て資源としての積極的活用

<現状と課題>

- 令和4年の改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正
- 緊急一時保護やショートステイなどの事業を区市から受託している施設は増加しているが、施設によって取組に差が見られる状況

<取組の方向性>

- 地域の子育て支援の資源として施設の多機能化を進めるため、区市町村と施設の双方に働きかけを実施

第5章 ひとり親家庭支援施策の全体像

- 東京都のひとり親家庭支援施策の体系
- 事業一覧